

役員報酬規程

2018 年 6 月 2 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人岡山 NPO センター（以下「岡山 NPO センター」という。）定款第 33 条 1 項に規定に基づき、役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

（意義）

第 2 条 この規程における役員報酬とは、岡山 NPO センターが常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

（決定機関）

第 3 条 本規程の改廃は総会の議決による。

（役員報酬の決定方法）

第 4 条 役員の月額報酬は、「職員等の給与規定細則」の定めに従い代表理事が別に決定する。

（計算期間ならびに支給日）

第 5 条 月額報酬の支給計算の期間は、職員給与の支給日に支給する。

（控除金）

第 6 条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

（補則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総会が別に定める

附則

この規程は、2018 年 6 月 3 日から施行する。